



熊本労働局発表  
(局長 一瀬 壽幸)  
平成26年11月13日

【照会先】  
熊本労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 恒松 裕章  
室長補佐 高野 昌博  
(電話) 096-355-3202

報道関係者 各位

## 熊本県特定（産業別）最低賃金の改定・廃止について

### —改定は平成26年12月15日発効予定—

熊本労働局（局長 一瀬 壽幸）は、本日、熊本県特定（産業別）最低賃金（注）の改正決定（3件）、及び廃止決定（1件）を官報に公示しました。

同最低賃金については、本年7月30日に熊本労働局長から諮問を受けた熊本地方最低賃金審議会（会長 荒井 勝彦 元熊本学園大学教授）が、審議を重ね答申を行ったものであり、答申内容の公示等所要の手続きを経て改正・廃止決定に係る官報公示を行ったものです。

#### ◎ 改定された特定（産業別）最低賃金は以下のとおりです。

「熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」

時間額725円（現行717円）

「熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」

時間額775円（現行767円）

「熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金」

時間額707円（現行703円）

いずれも平成26年12月15日に発効し、対象産業で働く労働者（適用除外を除く）に適用されます。

#### ◎ 廃止された産業別最低賃金は以下のとおりです。

「熊本県紡績業、ねん糸製造業、織物業、靴下製造業最低賃金」

平成26年11月12日限りで廃止となりました。

（注）特定（産業別）最低賃金とは、特定の産業の関係労使が労働条件の向上等の観点から、当該産業の基本的労働者について地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申出により設定することとされているもの。

## 熊本県の産業別最低賃金額の推移

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金			
年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）
17	671	4	0.60%
18	675	4	0.60%
19	684	9	1.33%
20	693	9	1.32%
21	696	3	0.43%
22	699	3	0.43%
23	704	5	0.72%
24	710	6	0.85%
25	717	7	0.99%
26	725	8	1.12%

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金			
年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）
17	718	4	0.56%
18	722	4	0.56%
19	732	10	1.39%
20	743	11	1.50%
21	746	3	0.40%
22	749	3	0.40%
23	753	4	0.53%
24	759	6	0.80%
25	767	8	1.05%
26	775	8	1.04%

熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金			
年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）
17	678	2	0.30%
18	680	2	0.29%
19	687	7	1.03%
20	693	6	0.87%
21	695	2	0.29%
22	696	1	0.14%
23	698	2	0.29%
24	700	2	0.29%
25	703	3	0.43%
26	707	4	0.57%